

議案第 63 号

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正
について

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成 19 年 2 月 13 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第
34 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要があると認める者は、この限りでない。

第 3 条第 2 号中「認めるときは、」の次に「心身に障害を有する者にあつては
第 6 学年まで、その者以外の者にあつては」を加える。

別表市川市妙典小学校放課後保育クラブの項中「市川市妙典 2 丁目 1 4 番 2
号」の次に「及び市川市妙典 2 丁目 1 1 番 1 3 号」を加え、「40 人」を
「130 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

妙典小学校放課後保育クラブの定員を増員するとともに、心身に障害を有する者について入所の要件を緩和するほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。